



■ ■ 今月の主な内容 ■ ■

© 鹿児島県ぐりぶー

- | | |
|--|-------------------------------|
| P1 令和6年度労働条件実態調査結果の概要 | P10 県労働相談窓口の案内 |
| P3 「かごしま『働き方改革』推進企業」を17社認定しました！
企業・取組の紹介 | P11 中小企業経営改善計画等策定支援事業 |
| P7 令和7年度（前期）職業訓練生募集 | P12 知っていますか？合理的配慮（障害者差別解消法改正） |
| P8 障害者委託訓練（実践能力習得コース）の受託企業等募集
技能検定の実施について | P13 労使間のトラブルに関する相談会 |
| P9 もにす認定制度（障害者雇用優良中小事業主認定）について
優秀技能者知事表彰（被表彰候補者）の募集 | P14 鹿児島産業保健総合支援センターからのお知らせ |
| | P15 育児・介護休業法改正等鹿児島労働局からのお知らせ |

令和6年度労働条件実態調査結果の概要（基本調査）①

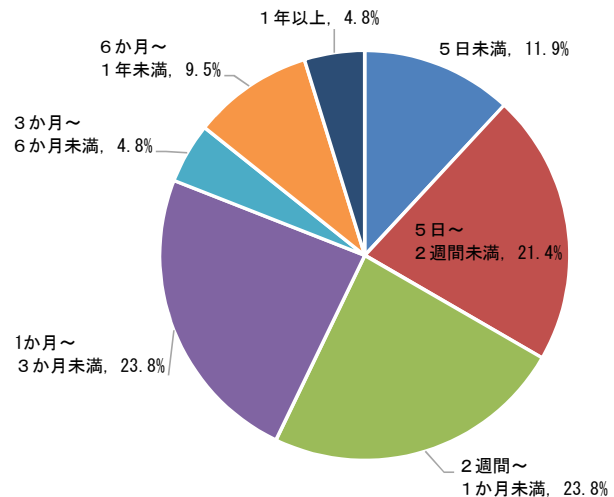
この調査は、常用労働者5人以上の県内1,000事業所を対象に、令和6年9月30日現在で実施しました。（有効回答率54.8%）

4月号では、基本調査（毎年調査する項目）、付帯調査（3年ごとに調査する項目）、6月号では特別調査の結果の概要を紹介します。

1 年次有給休暇

- ◇ 1人当たり年平均付与日数（繰越分除く）
・・・ 15.5日
- ◇ 1人当たり平均取得日数
・・・ 9.5日
- ◇ 取得率（取得日数÷付与日数）
・・・ 61.5%
- ◇ 取得促進の取組
＜取組内容＞
 - ① 残日数の教示等の啓発 ・・・ 59.8%
 - ② 時間・半日単位の分割付与 ・・・ 54.4%
 - ③ 年（月）初めの計画書の提出 ・・・ 26.8%
 - ④ 事業所全体の一斉付与 ・・・ 22.7%
 - ⑤ 管理・監督者の率先取得 ・・・ 17.5%

図1 男性・正規労働者の育児休業取得者の期間別の割合

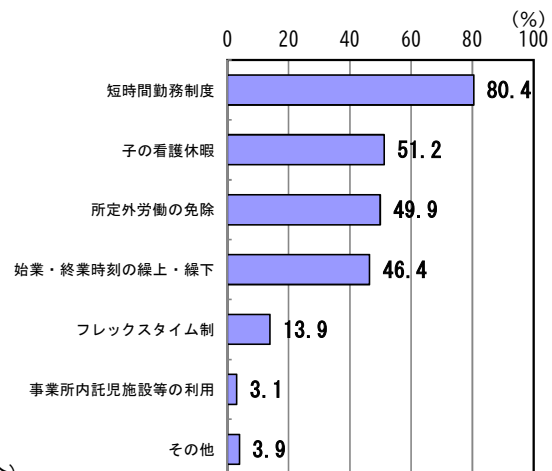


2 育児休業制度

- ◇ 正規労働者における育児休業取得率
女性：95.5% 男性：43.3%
（「育児休業取得率」＝「取得者数」÷「対象者数」）
- ◇ 男性・正規労働者の育児休業取得者の期間別の割合
 - 1か月～3か月未満 ・・・ 23.8%
 - 2週間～1か月未満 ・・・ 23.8%
 - 5日～2週間未満 ・・・ 21.4%
- ◇ 育児休業以外の育児支援のための措置を実施している ・・・ 85.5%
（図2「育児休業以外の育児支援のための措置」参照）

図2 育児休業以外の育児支援のための措置

（複数回答。「措置あり」事業所数を100%とした場合。）



3 介護休業制度

- ◇ 介護休業以外で介護支援のための措置を実施している ・・・ 77.3%
＜措置内容＞
 - ① 短時間勤務制度 ・・・ 81.4%
 - ② 始業・終業時間の繰上・繰下 ・・・ 49.9%
 - ③ フレックスタイム制 ・・・ 13.8%
- （複数回答。「措置あり」事業所数を100%とした場合）

令和6年度労働条件実態調査結果の概要（基本調査）②

4 ワーク・ライフ・バランス

- ◇ ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる . . . **89.1%**
 (図3「ワーク・ライフ・バランス推進の取組状況」参照)

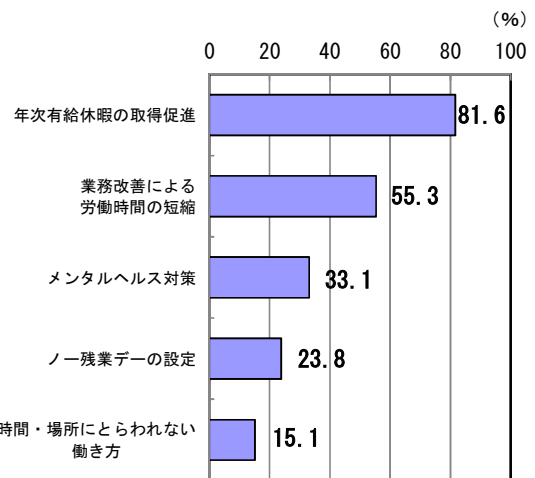
5 テレワーク

- ◇ テレワークを実施した . . . **14.9%**

6 副業・兼業

- ◇ 副業・兼業の実施状況
- ・認めている . . . **45.7%**
 - ・認めない・認める予定はない . . . **38.9%**
 - ・検討中 . . . **15.4%**
- ◇ 副業・兼業による外部人材受入状況
- ・受け入れている・受け入れたことがある . . . **24.0%**
 - ・受け入れない・受け入れる予定はない . . . **50.7%**
 - ・検討中 . . . **25.3%**

図3 ワーク・ライフ・バランス推進の取組状況
 (複数回答。「取り組んでいる」事業所数を100%とした場合。)



令和6年度労働条件実態調査結果の概要（付帯調査）

1 メンタルヘルスの取組状況

- ◇ メンタルヘルスに取り組んでる . . . **64.0%**
 (図4「メンタルヘルスの取組内容」参照)

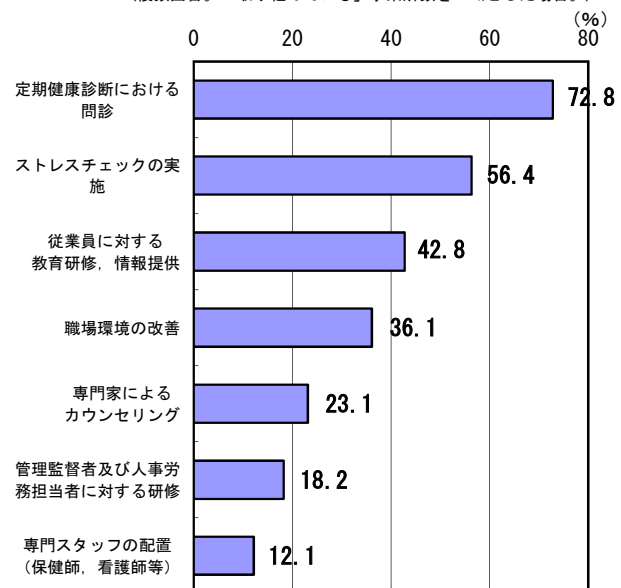
2 特別休暇の導入状況

- ◇ 特別休暇を導入している . . . **77.4%**
 (複数回答。導入事業所数を100%とした場合)
- ・夏季休暇 . . . **48.9%**
 - ・病気休暇 . . . **45.1%**
 - ・裁判員休暇 . . . **38.6%**
 - ・リフレッシュ休暇 . . . **16.1%**
 - ・長期勤続者休暇 . . . **15.6%**
 - ・ボランティア休暇 . . . **10.8%**
 - ・記念日休暇 . . . **8.6%**
 - ・不妊治療休暇 . . . **5.3%**
 - ・自己啓発休暇 . . . **5.0%**
 - ・ドナー休暇 . . . **4.3%**

3 連続休暇の実施状況

- ◇ 連続休暇を実施している . . . **68.2%**

図4 メンタルヘルスへの取組内容
 (複数回答。「取り組んでいる」事業所数を100%とした場合。)



【問合せ先】 県庁雇用労政課 労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/tokei/bunya/chingin/roudoujouken/jittaichousa.html>

「かごしま『働き方改革』推進企業」を17社認定しました

県では、働き方改革に取り組む県内企業を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定しています。令和6年度下期は、2月3日に17社を認定し、知事から認定証を交付いたしました。

これで、認定企業は75社となりました。

近年、就職先を選ぶに当たって「働きやすさ」がとても重視されています。自社の魅力を広く発信するツールとして、本認定制度をご利用ください。



(左から)

特定非営利活動法人

障害児フォーラムかごしま

理事長 和田 朋子 様

村上建設(株)

執行役員副社長 中迫 隆義 様

(株) Misumi

代表取締役社長 平田 慶介 様

キリシマ精工(株)

代表取締役 西重 潤一 様

(株) 満留建設

代表取締役 満留 智史 様

(株) ユトリ

代表取締役 上野 ロサリン 様

(株) エフエー

代表取締役 加賀 広大 様

(株) 大亜

代表取締役 西川 晃央 様



(左から)

(株) アルナ

鹿児島工場長 久保 晶 様

(株) 中村建設

専務取締役 中村 圭吾 様

中外電工(株)

代表取締役 東郷 光宏 様

(株) 宇都組

取締役建築部長 松本 将幸 様

(株) 西郷組

代表取締役 西郷 進平 様

社会福祉法人鹿児島福祉会

ふじヶ丘保育園

園長 村永 真貴子 様

(株) 鹿大丸

代表取締役 原田 大藏 様

(株) 日特スパークテック WKS

さつま工場さつま製造本部

副本部長 前原 浩二 様

(株) 森山(清)組

代表取締役 森山 崇 様

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県 HP】 <http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/hatarakikata/seido.html>

「かごしま『働き方改革』推進企業」(R7.2.3認定)の取組

株式会社満留建設 (いちき串木野市)

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・毎月1日、15日に安全と健康についてのテーマを決め、資料等を参考に研修を行い、意識改革に努めている
- ・業務が輻輳している社員への声掛け、フォローできる体制づくりに努めている
- ・「健康経営優良法人(中小規模法人部門)」認定
- ・禁煙手当支給

株式会社ユトリ (鹿児島市)

○業種
サービス業



Yutori

○働き方改革の主な取組

- ・業務のICT化とビジネスチャットの導入で連携体制を強化し、業務の属人化を防ぐ
- ・ボランティア休暇、不妊治療休暇制度(特別休暇、有給)
- ・「健康経営優良法人(中小規模法人部門)」認定
- ・スポーツクラブの利用補助、ランニングやジョギングでの歩数記録を基に健康手当を支給

株式会社エフエー (日置市)

○業種
製造業



○働き方改革の主な取組

- ・「改善提案制度規定」を設け、労働環境の改善、生産性向上、従業員の能力向上を図っている
- ・朝礼等で代休・年次有給休暇の取得を励行
- ・誕生日休暇制度(有給)
- ・「健康経営優良法人(中小規模法人部門)」認定

株式会社大亜 (鹿児島市)

○業種
サービス業



○働き方改革の主な取組

- ・社長のイクボス宣言を受け、ワーク・ライフ・バランスの実現を後押しし、家庭と仕事の両立を支援(会議等で口頭による周知)
- ・特別休暇制度(本人の結婚、妻の出産日、家族の結婚、生理休暇、ボランティア等)(有給)
- ・介護休暇制度(有給)

キシマ精工株式会社 (霧島市)

○業種
製造業



○働き方改革の主な取組

- ・働き方に関する社員の意見を収集するため、定期的に社長と個人面談を実施
- ・残業時間の実績を管理職会議で情報共有
- ・改善提案活動をパートタイマーを含む全社員に呼びかけ、数多くの提案を行ってもらい業務の改善につなげる

株式会社 Misumi (鹿児島市)

○業種
卸売・小売業



○働き方改革の主な取組

- ・残業の多い従業員について勤務状況の把握・管理をするよう管理職へメールで通知
- ・本社にて、退勤時間30分前に帰宅を促すチャイムを鳴らす
- ・男性社員の育児休業取得率100%を目指す社長メッセージを社内システムにて周知

村上建設株式会社 (奄美市)

○業種
建設業

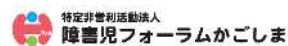


○働き方改革の主な取組

- ・業務改善・効率化に向けたIT技術取得のための講座受講(人材開発支援助成金利用)
- ・現場監督の業務負担軽減、時間外労働削減のため建設ディレクターを導入
- ・週休2日制や特別休暇制度(慶弔、罹災、帰郷休暇)を導入
- ・「健康経営優良法人(中小規模法人部門)」認定

特定非営利活動法人 障害児フォーラムかごしま (鹿児島市)

○業種
医療・福祉



○働き方改革の主な取組

- ・職員の声を基に就業規則の変更や賃金規定の変更を行う(直近はエコ手当・子育て支援手当を新設)
- ・有給休暇管理アプリを導入し、各職員が自身のスマートフォンで有休残日数の確認や休暇取得申請が可能
- ・時間単位で年次有給休暇取得可能

株式会社宇都組（薩摩川内市）

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・年に1回、働きやすい職場づくりに向けてのアンケートを社員へ実施（匿名）
- ・年次有給休暇を時間単位で取得可能
- ・「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」登録
- ・定年（65歳）後、本人が希望するまで再雇用

中外電工株式会社（鹿児島市）

○業種
建設業



中外電工株式会社

○働き方改革の主な取組

- ・社内提案制度を活用し、働き方改革推進や職場環境の改善に繋がる社員からの意見・アイデアをくみあげる
- ・ノー残業デーを設けて、時間になるとPCがシャットダウンするように設定
- ・リフレッシュ連続休暇（3日間）の導入・周知

株式会社中村建設（大島郡宇検村）

○業種
建設業



中村建設

○働き方改革の主な取組

- ・完全週休2日制を導入
- ・年に1回、社内安全大会を開催し、「働き方改革・社員の健康」について社長から声明を発表。
- ・柔軟・多様な働き方を推進するため、テレワーク制度を導入
- ・「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定
- ・定年（満65歳）後、本人が希望した場合は70歳まで継続雇用（嘱託社員）

株式会社アルナ（薩摩川内市）

○業種
製造業



○働き方改革の主な取組

- ・年に1回、社内アンケートを行い、結果を経営陣・管理者へ共有し職場環境等を改善
- ・育児目的休暇の年齢引き上げ（子の対象年齢を幼稚園から大学までとし、年5日まで取得可能、有給）
- ・女性従業員の意見を基に女性用トイレを和式から洋式へ改修
- ・「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定

株式会社西郷組（日置市）

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・勤務間インターバル制度（11時間）を導入し、長時間労働を抑制
- ・建設ディレクター（内勤の書類作成補助者）を配置
- ・若手社員の活躍推進に係る「ユースエール」認定取得

社会福祉法人鹿児島福祉会（鹿児島市）

○業種
医療・福祉



○働き方改革の主な取組

- ・年1回、全職員を対象に個別に業務改善の意見や要望を聞くアンケート調査を実施
- ・業務改善のため、月1～2回程度、フリーの時間・ノンコンタクトタイム（保育の質向上のため、保育業務を離れ、事務作業のみを行う時間）を設定
- ・年休取得率8割以上を目指し、職場内にポスターを掲示

株式会社鹿大丸（鹿児島市）

○業種
建設業

若者の明日へ
夢をつなぐ



株式会社 鹿大丸
Kadamaru since 1997



○働き方改革の主な取組

- ・鹿児島市が実施している「健康づくりパートナー」及び全国健康保険協会が実施している「かごしま健康企業宣言」に登録
- ・毎月、月初めに年次有給休暇管理簿を社内回覧し、取得日数の確認を促す
- ・新卒者の入社に伴い、自社社員及び外部講師による新入社員研修（安全衛生管理を主に）を計画・実施

株式会社日特スパークテック WKS（さつま町）

○業種
製造業



○働き方改革の主な取組

- ・働き方改革の施策や方向性の把握を目的とし、働き方に関する現状の満足度等について従業員へアンケートを実施
- ・勤務間インターバル制度（10時間）
- ・フレックスタイム勤務制度、在宅勤務制度
- ・「健康経営優良法人（大規模法人部門）」認定
- ・仕事と介護・育児の両立支援ガイドブックを作成

株式会社森山(清)組 (鹿児島市)

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・ 残業時間が多い従業員及び有給取得率の低い従業員に対して、社長と個別面談を実施
- ・ 各部署でデジタル化に対応した人材を育成し、業務の効率化を図る（国の人材開発支援助成金利用）
- ・ 建設ディレクター制度の導入
- ・ 障害者雇用推進者を任命し、通勤手段や勤務可能時間、通院に対する配慮を行う

認定のメリット

○県のホームページで認定企業の働き方改革に関する取組等を紹介

○県中小企業融資制度を利用する場合の信用保証料率の引下げ

○県主催の合同企業説明会等への優先参加

○「かごしま『働き方改革』推進企業」又は「かごしま『働き方改革プラス共働き・子育て』推進企業」の呼称の使用

○働き方改革推進に資する県の取組や国の助成金等の情報の提供

「かごしま『働き方改革』推進企業」のほか、令和6年度から新たに、男性の育児休業取得促進等を通じて、育児と仕事の両立促進に特に力を入れて取り組んでいる企業を「かごしま『働き方改革プラス共働き・子育て』推進企業」として認定しています。

認定要件（詳しくは県HPを御覧ください。）

【必須】

- ◇ 代表者が「イクボス」宣言
- ◇ 「かごしま子育て応援企業」に登録
- ◇ 社内の意識向上の取組
- ◇ 長時間労働縮減の取組

【選択（次の1つ以上）】

- ◇ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）
- ◇ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

【選択（次の2つ以上）】

- ◇ 非正規雇用社員の処遇改善
- ◇ 業務改善による生産性の向上
- ◇ 女性の活躍推進
- ◇ 若手社員の活躍推進
- ◇ 治療と仕事の両立支援・健康支援（健康経営）
- ◇ 育児と仕事の両立促進（プラス共働き・子育て除く）
- ◇ 介護と仕事の両立促進
- ◇ 障害者の活躍推進
- ◇ 高齢者（65歳以上）の活躍推進

【プラス共働き・子育て（必須）】

- ◇ 育児と仕事の両立支援
- ◇ 男性の育児休業取得促進
- ◇ 育児中のキャリア形成

「かごしま『働き方改革』推進企業」認定企業一覧(令和7年3月現在:75社, 認定順)

(株)現場サポート, 富士フイルムビジネスソリューションジャパン(株), 町田酒造(株), (福)クオラ, (株)TSグループ, (福)大潟福祉会
(株)プロゴウス, (医)クオラ, (株)日本政策金融公庫鹿児島支店, (株)スズキアリーナ大隅, (福)慶生会, 外園建設工業(株)
こどもファースト・ジャパン(株), えびの電子工業(株), (株)南九州マツダ, (株)プライムアシスタンス, リコーITソリューションズ(株)
(有)アイ・タイムズ, 三洋工機(株), 稲村建設(株), (有)永田鋼管工業, マルエーフェリー(株), (株)鹿児島銀行, (株)リック
鹿児島県信用保証協会, 野村建設工業(株), (株)KQRM, (株)アイテクス, (株)前田建設, (株)コスモテック, 末重建設(株), 淵脇建設(株)
南生建設(株), (株)上原環境, (福)向陽会, (株)オービジョン, (株)岩田組, (株)南日本銀行, (株)南九州ファミリーマート, (株)岩野建設
(有)天辰百花園, 濱田酒造(株), (株)エヌオーエス, (株)久永, (株)下野建設, (株)オーリック不動産, 親栄電設(株), (株)三竹工業
社会保険労務士法人 ate, (株)地域科学研究所, (株)ヘイワ, 内村建設(株), (株)グリーンテック, (株)川原建設, (株)吉丸組, (株)あしあと
(株)熊建, (株)ショーワ(株)満留建設, (株)ユトリ, (株)エフエー, (株)大亜, キリシマ精工(株), (株)Misumi, 村上建設(株), 特定非営利活動
法人障害児フォーラムかごしま, (株)宇都組, 中外電工(株), (株)中村建設, (株)アルナ, (株)西郷組, 社会福祉法人鹿児島福祉会,
(株)鹿大丸, (株)日特スパークテック WKS, (株)森山(清)組

「かごしま『働き方改革プラス共働き・子育て』推進企業」認定企業一覧(令和7年3月現在:1社, 認定順)

(医)クオラ

ハロートレーニング ～急がば学べ～ 令和7年度(前期)職業訓練生を募集

県では、**求職者の皆さん**に、再就職のための技能・技術を身につけていただく職業訓練を、民間教育訓練機関等へ委託して実施しています。受講には、ハローワーク(公共職業安定所)への**求職申込が必要**です。

◆講義のほかに企業で1か月間の職場実習を行う訓練コース【訓練期間：4～5か月】

訓練コース名	訓練期間	実施場所	定員(人)	託児定員	訓練開始日	担当校
IT広告デザイン科①	5か月	鹿児島市	24	-	5/21	始良
IT広告デザイン科②	5か月	鹿児島市	24	-	7/11	始良
IT広告デザイン科③	5か月	鹿児島市	24	-	9/2	始良

◆講義のみを行う訓練コース【訓練期間：3か月～6か月】

訓練コース名	訓練期間	実施場所	定員(人)	託児定員	訓練開始日	担当校
ITビジネス科 (Pythonプログラミング) 【資格取得コース】	5か月	鹿屋市	20	-	5/16	鹿屋
ITビジネス科 (WEB・生成AI活用)	3か月	志布志市	20	-	6/20	鹿屋
	3か月	志布志市	20	-	9/26	鹿屋
ITビジネス科 (WEB7アプリ制作) 【資格取得コース】	5か月	垂水市	20	-	8/29	鹿屋
ITビジネス科【総合コース】	6か月	鹿児島市	24	-	6/5	始良
	6か月	鹿児島市	24	-	7/24	始良
ITプログラマー養成科 【資格取得コース】	6か月	鹿児島市	24	-	6/18	始良
パソコン・基礎科	3か月	南薩地域	24	-	9/16	吹上
	3か月	薩摩川内市	24	-	6/17	宮之城
	3か月	日置市	24	-	6/27	宮之城
	3か月	出水市	22	-	7/3	宮之城
	3か月	薩摩川内市	24	-	7/30	宮之城
	3か月	鹿児島市	24	-	6/13	始良
	3か月	鹿児島市	24	10	9/17	始良
総合ビジネス科	3か月	鹿屋市	20	-	7/10	鹿屋
パソコン・簿記基礎科	3か月	鹿屋市・始良市	24	-	9/25	始良
パソコンWEB基礎科	4か月	鹿屋市・始良市	24	-	6/27	始良
パソコン基礎・販売科	3か月	鹿児島市	24	-	8/1	吹上

訓練コース名	訓練期間	実施場所	定員(人)	託児定員	訓練開始日	担当校
ファッションビジネス科	6か月	鹿児島市	10	-	8/20	吹上
医療・調剤・医師事務作業補助科	4か月	鹿屋市	20	-	6/25	鹿屋
医療事務科	3か月	薩摩川内市	20	-	7/10	宮之城
	3か月	鹿屋市・始良市	20	-	6/24	始良
介護・福祉科【実務者研修】	6か月	薩摩川内市	24	-	9/25	宮之城
	6か月	鹿児島市	24	10	6/25	吹上
介護・福祉科【初任者研修】	3か月	出水市	20	-	9/10	宮之城
介護実務者研修科	6か月	鹿屋市	20	-	9/4	鹿屋
介護職員養成科	3か月	鹿屋市	20	-	7/18	鹿屋
建設CAD実践科	3か月	鹿児島市	20	-	6/11	吹上
食農ビジネス人材育成科	6か月	曾於市	20	-	5/29	鹿屋

【問合せ先】 吹上高等技術専門学校 ☎099-296-2050 宮之城高等技術専門学校 ☎0996-53-0207
始良高等技術専門学校 ☎0995-65-2247 鹿屋高等技術専門学校 ☎0994-44-8674
【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/index.html>

障害者委託訓練（実践能力習得コース）の受託企業等募集

国立県営鹿児島障害者職業能力開発校では、障害者の就業促進を図るため、事業所の現場において実践的な業務を訓練する事業主委託訓練の受託企業等を募集しています。

訓練内容は、当該事業所における事業資源を有効活用し、事業所で実際に実施している業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む。）を中心に行っていただくものです。

訓練期間は原則3か月、受託企業への委託料は訓練生1人当たり月額70,400円（中小企業の場合は、月額105,600円）以内です。

【問合せ先】 鹿児島障害者職業能力開発校
県庁雇用労政課公共訓練係

☎0996-44-2206
☎099-286-3021

令和7年度 技能検定の実施について



技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

令和7年度の技能検定について、国や県のHPで案内しています。

- 【問合せ先】 県庁雇用労政課民間訓練係 ☎ 099-286-3019
 【国HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/ginoukentei/index.html
 【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/noryoku/index.html>

もにす認定制度（障害者雇用優良中小事業主認定制度）について

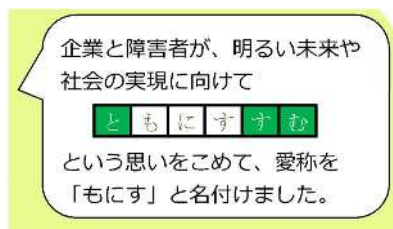
「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。

鹿児島県内では、6事業所が認定されています。（令和6年5月16日時点）

認定事業主となることのメリット

- 認定マークを使用できます。
 - 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります。
 - 日本政策金融公庫の低利融資対象となります。
 - 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります。など
- ※ 詳しくは都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



（認定事業主や認定基準等は、こちらをご覧ください）



【問い合わせ先】県庁雇用労政課雇用支援係 電話：099-286-3028

【県 HP】<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sien/gekkan.html>

優秀技能者知事表彰 被表彰候補者の募集について

県では、広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の社会的評価及び技能水準の向上を図ることを目的に、優秀技能者を表彰しています。

今年度の優秀技能者表彰の被表彰候補者について、各産業団体等からの推薦を令和7年6月6日（金）まで募集しています。

優秀技能者

表彰の対象者は、県内在住で、次の要件をすべて満たす方です。

- ① 技能の程度が極めて優れ、県下を通じて高く評価されていること
- ② 令和7年11月1日現在において、現役の技能労働者として従事している者
- ③ 後進技能者の指導育成に寄与し、技能に関する工夫・改善等によって生産性の向上に尽くした者
- ④ 勤務成績・日常生活等において、他の技能者の模範と認められる者

【問合せ先】県庁雇用労政課民間訓練係 ☎099-286-3019

鹿児島県の労働相談窓口

県では、働く上でのさまざまな疑問やトラブル等に関する労働相談をお受けしています。社会保険労務士の労働問題相談員が、電話、面談、メールでの相談に応じます。相談は無料で秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。



窓口相談（電話・面談）

労働相談窓口（県庁雇用労政課）：099-286-3188（直通）
9時～12時、13時～17時（土・日・祝祭日を除く）

面談での相談は要予約となっていますので、電話にて予約をお願いします。

メール相談

メール相談に当たっては、以下の点にご注意ください。

労働相談は、内容が複雑なケースが多く、メールでは個々の状況を十分に把握することが難しいため、一般的な回答になります。

○次のURLかQRコードから相談内容を入力してください。

[メール相談]

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/rrLXwvaD>



詳しい内容を知りたい場合や、お急ぎの場合は、電話や面談での相談をご利用ください。

※労働基準法違反などに対する指導監督は、国の機関である労働基準監督署の権限とされています。個別具体的な対応が必要な場合は、権限のある労働基準監督署へご相談ください。

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017
【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/rodosodan/soudan2.html>

「ゼロゼロ融資」を借り入れた県内中小企業の経営改善を支援します。

中小企業経営改善計画等策定支援事業

1 このようなことでお困りの方

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えており
自ら経営改善計画等を策定することが難しい。



国の「経営改善計画策定支援事業」
金融機関からの返済条件変更等の金融支援を受けることを予定し、金融調整を伴う内容。

資金繰り悪化等が生じ経営に支障が生じることを
予防するために、資金繰りの安定化を図りつつ収益
力を改善したい。



国の「早期経営改善計画策定支援事業」
金融支援は目的とせず、早期から経営を見直すた
めの資金実績・計画表などの基本的な内容を整理。

2 国の「経営改善計画策定支援事業」

国が認定した専門家の支援を受けて本格的な経営改善計画を策定し、金融機関への返済条件等を変更する場合、専門家に対する支払費用の2/3（上限200万円）を国が補助。

県は、利用した中小企業等に対し、計画策定費用の1/6（上限50万円）を補助します。

鹿児島県から上乗せ補助を受けた場合の例

	① 計画策定費 支援費用	② 消費税（※） ①×10/110	③ 税抜金額 ①－②	④ 鹿児島県補助額 ③×1/6
例①	440万円	40万円	400万円	上限 50万円
例②	264万円	24万円	240万円	40万円

※ 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まないものとします。

3 国の「早期経営改善計画策定支援事業」

国が認定した専門家の支援を受けて、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの経営改善計画を策定。専門家に対する支払費用の2/3（上限15万円）を国が補助。

県は、利用した中小企業等に対し、計画策定費用の1/6（上限3.75万円）を補助します。

鹿児島県から上乗せ補助を受けた場合の例

	① 計画策定費 支援費用	② 消費税（※） ①×10/110	③ 税抜金額 ①－②	④ 鹿児島県補助額 ③×1/6
例①	26.4万円	2.4万円	24万円	上限 3.75万円
例②	13.2万円	1.2万円	12万円	2万円

※ 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まないものとします。

4 補助対象者

次の要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の融資を受けた者
- ② 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行が行う特別貸付を受けた者

(2) 国が実施する「経営改善計画策定支援事業」または「早期経営改善計画策定支援事業」を利用し、令和4年12月20日以降に計画策定費用支払通知を受けた者 等

※ 鹿児島県信用保証協会の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る補助を受けた者は対象外

5 申込期限 令和8年3月6日（金）必着

※補助金交付決定額が予算に達し次第、受付を締め切ります。

6 申請に必要な書類

- ・ 中小企業経営改善計画等策定支援事業補助金交付申請書兼請求書
 - ・ 県中小企業活性化協議会が発行した「計画策定費用支払通知書」の写し
 - ・ 県信用保証協会が発行した新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の信用保証書の写し又は株式会社日本政策金融公庫等が発行した特別貸付を受けたことがわかる書類の写し 等
- ※ 詳細は県のホームページ等でご確認ください。



鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課

県HP：ホーム > 産業・労働 > 商工業 > 経営支援 > 経営支援全般 >
令和7年度中小企業経営改善計画等策定支援事業について
(<https://www.pref.kagoshima.jp/af02/keieikaizen.html>)

知っていますか？ 合理的配慮

事業者による合理的配慮の提供が**義務**になりました。



合理的配慮の提供とは？



障害のある人から、
社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために
「何らかの対応を必要としている」との意思が表示
されたときに、
負担が重すぎない範囲で対応することです。



具体例は？（障害のある人からの申出とその対応）

飲食店などを車いす
のまま利用したい



テーブルに備え付けの椅子を
片付けて、車いすのまま利用
できるスペースを確保した。

難聴、弱視のため大き
な文字での筆談を希望



太いペンで大きな文字を書い
て筆談を行った。

詳細は県のホームページ等をご覧ください

鹿児島県 障害者差別解消



【お問い合わせ先】

障害者くらし安心相談窓口

099（286）5110（県庁）

0994（52）2108（大隅）

0997（57）7222（大島）



県ホームページ



内閣府リーフレット

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

労働組合の方、労働者（個人）の方、使用者の方へ！

「労働委員会」が、労働に関する紛争・トラブルの解決をお手伝いします。

「労働委員会」は、公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（会社経営者等）の三者で構成する公正・中立な行政機関です。

1 労働組合と使用者との間に紛争が発生した場合、次の制度を利用できます。（無料）

○ 労働争議の調整（集団的労働関係紛争）

集団的労働関係紛争を調整する方法として、あっせん、調停、仲裁の3種類があり、あっせんが最も多く利用されています。あっせんは、労働組合、使用者のどちらでも申請できます。

【例】（労働組合）・会社と賃金の改定交渉を行っているが、妥結する見込みがない など
（使用者）・労働組合が労働協約の見直しに応じない など

○ 不当労働行為の審査（救済申立て）

使用者が労働組合法第7条各号に該当する禁止行為に違反したと思われる場合に、労働者又は労働組合は、救済を申し立てることができます。

【例】・労働組合を結成しようとしたら、解雇された
・正当な理由なく団体交渉を拒否された など

2 個々の労働者と使用者との間にトラブルが発生した場合、次の制度を利用できます。（無料）

○ 個別労働関係紛争のあっせん

個々の労働者と使用者との間に労働に関するトラブルが発生し、当事者間で解決を図ることが困難な場合に、その解決のお手伝いをします。労働者、使用者のどちらでも申請できます。

【例】（労働者）・突然解雇されたが、納得できない
・雇用された時に示された労働条件が実際と違う など
（使用者）・やむを得ず配置転換命令を出したが、理由なく拒否された など

職場のトラブルで悩んでいませんか？

あなたの労働に関するトラブルの解決方法について、知識や経験が豊富な県労働委員会委員【公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（会社経営者等）】が相談に応じます。

労働者、使用者のどちらでも相談できます。（無料）

○ 日 時

- ・ 毎月第4火曜日（原則） ※ お待たせしないために、予約をお勧めします。
- ・ 午後2時30分～午後5時（受付：午後4時30分まで）

○ 場 所

- ・ 県庁15階 労働委員会（鹿児島市鴨池新町10-1） ※ 電話でも相談できます。

【例】（労働者）・突然解雇されたが、納得できない
・ 事前に説明もなく賃金を引き下げられた など
（使用者）・やむを得ず配置転換命令を出したが、理由なく拒否された など

【問合せ先】鹿児島県労働委員会（県庁15階）

☎099-286-3953（労働争議の調整、不当労働行為の審査に関すること）

☎099-286-3943（個別労働関係紛争のあっせんに関すること）

☎099-286-3943（県労働委員会委員による相談会に関すること）

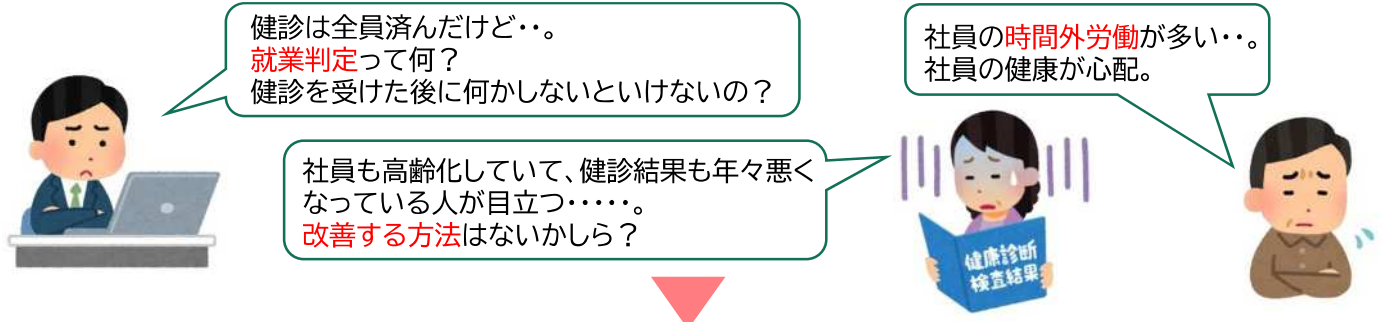
ホームページ

[鹿児島県労働委員会](#)

で検索

さんぽセンターからのご案内

産業医の選任義務のない**労働者数50人未満の事業場**の皆様
職場における健康づくりでお困りではありませんか？



地域産業保健センター(地さんぽ)が**無料**で健康づくりのお手伝いをします！

地域産業保健センター(地さんぽ)のご案内

- ◆ **健康診断の結果についての医師からの意見聴取(就業判定)**
健康診断の結果(有所見者に係るものに限ります。)、健康を保持するために必要な措置について、事業者からの意見聴取に対し、意見を述べます。
- ◆ **労働者の健康管理に係る相談(健康相談)**
 - 脳・心臓疾患関係の主な検査項目(血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査)等の有所見者に対し、保健指導を実施します。
 - 不眠など、メンタルヘルス不調を自覚する労働者や労働者を使用する事業者からの相談に応じます。
- ◆ **長時間労働者に対する面接指導**
時間外・休日労働が長時間に及び、疲労の蓄積が認められる労働者を対象として医師による面接指導の実施と、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、意見を述べます。
- ◆ **ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導**
ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判定した労働者を対象として医師による面接指導の実施と、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、意見を述べます。
- ◆ **訪問による産業保健指導**
医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、健康管理等の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

☆ 地さんぽのご利用には、事前のお申込みが必要です。

☆ 提供するサービスは全て「**無料**」ですが、利用回数には制限があります。



詳しくはHPをご覧ください



鹿児島産保

検索

お申込み先の
地域窓口

鹿児島地域産業保健センター	☎099-226-3801
北薩地域産業保健センター	☎0996-21-1900
鹿屋・肝属地域産業保健センター	☎0994-40-5441
始良・伊佐地域産業保健センター	☎0995-42-9913
南薩地域産業保健センター	☎0993-53-7601
曽於地域産業保健センター	☎099-482-0234
大島郡地域産業保健センター	☎0997-53-1993

お問合せ先



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター (☎ 099-252-8002)

労働かごしま 2025年4月号 14